

議 事 録

令和４年度 第１回堺市学校園性暴力防止対策等推進委員会	
開催日時	令和４年１１月２５日（金） 午後４：３０～午後６：００
開催場所	堺市役所 ２０階 第２特別会議室
出席委員	大谷委員 久保委員 太平委員 船木委員 李委員（オンライン） 以上５名
事務局職員	栗井教育長 竹内部長 生徒指導課 川端課長、山縣主任指導主事、江川主任指導主事、 木田主任指導主事、中森主任指導主事、村垣主任指導主事、藤井指導主事、 増田主任指導員、藤谷指導員
審議案件	１ 委員長及び副委員長の選任 ２ 性暴力の未然防止について（長崎県立大学 李 節子 教授） ３ 事案について（非公開案件）

事務局より

・委員会目的及び委員会規則等説明

・委員紹介

大谷 敦子	氏	元大阪府警本部 堺少年サポートセンター長
大台 賢史	氏	尼崎市スクールソーシャルワーカー
久保 幾史	氏	堺市スクールカウンセラー スーパーバイザー
太平 信恵	氏	大阪弁護士会
原田 薫	氏	性暴力救援センター・大阪 SACHICO 運営委員、 ウィメンズセンター大阪 代表
船木 雄太郎	氏	大阪府立刀根山支援学校 大阪精神医療センター分教室 首席 養護教諭 分教室長
李 節子	氏	長崎県立大学 教授、助産師・日本版性暴力対応看護師

審議案件

1 委員長及び副委員長の選任

*選 任

- ・規則第4条第1項に基づき、委員長及び副委員長の選任を行った。

2 「性暴力の未然防止について」長崎県立大学 李 節子 教授

*報 告【李教授よりスライド資料を基に講話をいただいた。(添付資料参照)】

- ・性暴力とは、本人の望まないすべての性的な意味合いを持った行為で、加害者からの一方的かつ強制的な行為である。性暴力は、一人ひとりが持つ性的権利・性的尊厳を著しく侵害する。しかし、性に関する事象であるがゆえに、その暴力は社会問題化しにくく、被害を受けた者に対する誤解や偏見が生まれやすく、いつの間にか性暴力が社会に蔓延する。
- ・望まない性的な情報を見せたり、あるいは一方的に裸や性器を露出して見せることも、視覚的な性暴力であり、いずれも、加害者からの一方的かつ強制的な行為である。性暴力は、偏見により軽視、見過ごされ、加害者が犯罪者であるにもかかわらず、被害者が悪者、犯罪者とされやすい。伝統的、文化的、宗教的、慣例的、社会構造的な社会問題、戦争などにより、性暴力が正当化される。
- ・性暴力によって人権侵害が行われているにもかかわらず、見ざる、聞かざる、言わざる、行わざるといった行為が行われるという恐ろしさが性暴力にはある。当たり前で気付かない。見てもなんとも思わなくなってしまう。いろいろな性暴力があるが、視覚的な性暴力、セクシュアル・ハラスメント、痴漢、強制わいせつ、レイプ、人身取引、戦時性暴力と言ったものがある。
- ・強制的性交は完全な支配下におかれ、身体だけでなく、心を持った人間としての尊厳を踏みにじられ、抑圧される。これは重大な人権侵害である。これを性的人格権という。WHOも性暴力は個人の問題でなく社会全体の健康問題であり、人権問題であると言っている。
- ・性の権利宣言というものもあり。この中には、あらゆる暴力や強制、強要から自由であること、大事なことは教育を受ける権利、包括的な性教育を受ける権利というものがある。これが日本ではまだまだ行われていない。
- ・性犯罪に関する刑事法検討会が行われている。性犯罪は、心身の境界線の侵害であり、身体の統合性を破壊する行為が性暴力である。世界人口白書のなかでも、私のからだは私のもの、自己決定権を大事にしている。
- ・デートDVは、甚だしい感情表現と異常な行動を伴い、心身を傷つけ、人権を制限、剥奪する行為である。
- ・性暴力被害の複合リスク（危険性）ということについて、全ての人が性暴力に合う可能性はあるが、言葉が不自由、身動きできない、無防備な状態、安全でない危険な社会環境、経済的に困窮している、訴えることによって、大きな不利益を生じる、社会資源、支援制度の存在を知らない、社会的な攻撃の対象として、暴力が容認されているグループに属している。性暴力は人権侵害であるが、人権侵害を受けても、その事を訴え、社会に支援を求めることが困難な状態であるということであり、すべての人に危険が存在

する。高齢者で認知症の方も被害にあうことがある。大事なことは被害を社会に求めることができないという状態。男性が性暴力被害をうけても訴えるところのサポートシステムがないことが深刻。

- ・犯罪者はどのように性的な標的を定めるのか。近づきやすさ、知っている人間、特に多いのが家族、弱さにつけこむ。その人が訴えても誰も信じてもらえないであろうという人間を選ぶ。
- ・人権というところでは、リプロダクティブ・ヘルスといった発想が大事。すべての人が健康リスクを回避できる。自己決定ができる。HIV 感染や妊娠から守ることができることが人権である。リプロダクティブ・ヘルス・サービスの具体的な内容は、母子保健でありジェンダーに基づく暴力の防止、社会環境の整備である。具体的には、生命と生存の権利、身体的自由および安全の権利、情報を求め、受け取り、伝える権利、性暴力を受けないための権利がある。受ける権利がある。
- ・国連人口基金が 2020 年に見過されてきた危機「意図しない妊娠」という声明を出した。意図しない妊娠は、影響を受ける女性にとっては個人的な問題だけではなく、家族、社会にとっては健康の問題、そして国や国際社会にとっては人権の問題であると言っている。
- ・暴力の特性について、暴力爆発期、解放期、緊張形成期がある。暴力のサイクルがひどくなっている。恐怖と孤立から、自尊感情・自己効力感を低下させ完全な支配下に置く。暴力が惨くなる時は、密室性であり、誰も知らないということが暴力を深刻化させる。暴力に杭をうつためには、暴力を明るみにすることが大事。暴力は犯罪であるという社会に変えていくことが大事。
- ・性暴力被害の実態は、内閣府の調査で、女性の 4 人に 1 人は被害にあっており、10 人に 1 人は何度も被害を受けている。配偶者からの被害を受けた女性の 5 人に 1 人は命の危険を感じている。交際相手からのデート DV による被害は多く、6 人に 1 人は交際相手から被害を受けたことがあり、被害を受けた 4 人に 1 人は命の危険を感じている。つまり、9 人に 1 人が被害を受け、4 人に 1 人が命の危険を感じている。14 人に 1 人が無理やり性交等をされた経験がある。性暴力加害者との関係性については、9 割が加害者と面識があり、1 割が全く面識がない。関係性の内訳は、8 人に 1 人が職場、学校関係者であり、10 人に 1 人が近い親族関係にある者である。何才の時に性交等被害にあったかという、4 人に 1 人が中学生以下で被害にあっている。被害の女性の 6 割がどこにも相談していない。被害の相談先で、専門家への相談が 1.6%であるが、4 割が身近な友人知人や家族親族に相談している。専門家でないところへの相談で 2 次加害となることが一番の問題である。6 割の相談しなかった理由として、恥ずかしくて誰にも言えなかった、自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った、思い出したくないなどがある。
- ・新たな性暴力蔓延社会として、サイバー空間性暴力というものがある。サイバー空間で繰り広げられるあらゆる性暴力事象の情報のやりとりで、リベンジポルノ、ネット上の性的搾取、性的画像を撮影することによる強制・脅迫行為、自画撮り被害、サイバー空間上でやり取りされているポルノの作成過程における性的虐待行為、性的暴行等、あらゆるものを含んだことを言う。性暴力の様子や性的な映像、写真が世界中に流出し取り返すことができない。ポルノ映像がワンクリックで見ることができる状況である。2007 年から、スマートフォンが普及し、いつの間にかアダルト・性虐待映像のサイトに行ってしまう。アダルトは借りる、レンタルからデジタル、サイバー空間で購入するネット支払時代になってきている。犯罪である性虐待映像を金儲手段にしている。性犯罪との認識の低さ、鈍感さ、無知さ、これを見て見ぬふりすることが社会問題である。

- ・インターネット上で、JS（女子小学生）、JC(女子中学生)、JK(女子高校生)と題して子どもを極端に性的に描いた漫画、映像が溢れている。2015年に国連の特別報告者のマオド・ブーアブキッキオが子どもを極端に性的に描いた漫画を禁止するよう呼びかけた。インターネット上には、性、暴力など子どもに見せることが好ましくない情報が溢れており、性的な目的で子どもを狙う大人もいるなど様々な危険が潜んでいる。実際に強姦などの児童ポルノ事犯などの被害にあう子どもが後を絶たない。その画像を用いて脅迫されて更なる性的行為が撮影とセットになっている。その画像を他人に持たれること自体が恐怖である。私事性的画像に係る相談件数も増えてきている。女性が多く、加害者は男性がほとんどである。被害者は若い年齢が多く、加害者との関係がネット関係での被害もある。被害内容は、画像を公表されたのは2割ほどだが、脅迫されたのが3割である。特定の相手からの執拗なつきまとい等の電子メール、インターネット被害は男性女性共に4割程度ある。
- ・自分で撮影し、メール等で送られる形態の自画撮り被害というものがある。児童ポルノ事件で一番多いのが自画撮り被害である。中学生の被害が一番多い。なぜ被害にあうのか。人とつながりたい願望、淋しさの解消などある。
- ・性暴力蔓延社会とは人間性の非人間化である。女性の体はいたわらないといけないということが分からなくなっている。
- ・ジェンダーの問題として、偏狭な価値観、男性の支配的イメージ、性暴力の存在に気付かない、気付けないという状況になっている。子どもの好奇心を刺激する性情報が多くあり、性犯罪の罠が社会のいたるところに溢れている。子どもは自分を守る術がない。性犯罪に巻き込まれないようにするために性教育が大事であるが誰がどのように教えるのか。子どもに性暴力の問題を教えることによって無垢な子ども時代を奪いかねない。恐怖心だけが残ってしまう。性暴力は人権侵害であるので、人権教育と防犯教育とセットで行うことが大切である。
- ・性教育に含まれる内容として、望まない妊娠をした場合、中絶できるのは22週未満であり、それ以降に中絶すると産婦人科医は堕胎罪に問われてしまう。中学生などが妊娠に気付くのが16週あたりで気付くことが多く、22週を過ぎてから自ら中絶し幼い子供が罪に問われてしまうこともある。強姦された際には、緊急避妊薬で72時間以内に服用すれば妊娠を回避することができる。
- ・もし暴力に出会ったら、私はできる、やればできるという自己効力感、私は大切という自尊感情、私は誰という自己概念をつくることが大切である。
- ・性暴力はPTSDの発症率が極めて高く、解離性障害というものもあり、自分が自分であるという感覚が失われてしまう。
- ・二次被害とは、傷つけられる状態であり、傷つける行為である二次加害がなければ二次被害は起こらない。相談を受けた家族の心のケアが大切である。性暴力を防ぐ介入、予防として、発生予防、重症化予防、再発予防は全体で取り組んでいくことが大事である。
- ・パープルリボン、プロジェクトの基本理念として、社会的にも個人的にも暴力は我慢することで広がってしまう。我慢しないでつらかったことを信頼できる人に声を上げる、発信できるかという、自己効力感、自尊感情を育んでいくことが性暴力に負けないことだと思う。G7で、オフライン（対面）で個人が有する人権がオンライン（ネット環境）でも保護されるよう努力する必要があると言われている。そのためには、地域の社会資源、ソーシャルキャピタルを活かし、教育機関、教育委員会が啓発、教育活動を実施す

ることが大切である。

- ・包括的な性暴力禁止条例が必要だと思っている。日本政府もたくさんのメッセージを発信しているが、被害者に寄り添った細やかな支援の一層の充実、命の尊さをしっかり発信していくこと、また、性暴力はあってはならないという認識を社会全体に広げていくことが何よりも重要であると思う。

＊質 問

質問なし

【李 節子 教授】

- ・様々な人に性暴力の現状を知っていただきたい。

3 事案について（非公開案件）

- ・堺市立学校園性暴力防止対策等推進委員会規則第8条第1項第1号に規定する個人情報を含む案件にあたると認め、非公開とします。